

日本レコード協会規格

RIS 505 別冊2⁻²⁰²¹

ISRC マネージャー管理運用規程

2021 年 1 月 1 日制定

一般社団法人 日本レコード協会

日本レコード協会規格
RIS 505 別冊2・2021

ISRC マネージャー管理運用規程

一般社団法人 日本レコード協会

一般社団法人日本レコード協会（以下、「国内 ISRC 登録代行機関」という）は、「ISRC マネージャー」に関する管理運用について、次のとおり定める。

第1条 （目的）

この別冊規程は、ISRC 管理運営規程（RIS 505）の内容を補足するものである。

第2条 （概要）

ISRC マネージャーは、レコーディングの製作者（又は権利者）に代行して、ISRC の付与・管理・運用の業務を行うことを、国内 ISRC 登録代行機関が許諾することにより行える制度である。

第3条 （申請資格）

ISRC マネージャーを申請する者は以下を満たすこととする。

1. 日本国内に登記を有する法人であること。原則として、個人に申請資格はないが、身分を保証できる国家資格保有者は申請可能とする。
2. 業として、音楽に関わる事業を営むもしくは関わる者であること。

第4条 （許諾条件）

1. プレフィックスコードを独自に取得し、ISRC マネージャーとして、自らが権利を有するオーディオ又は音楽ビデオレコーディングの善良な製作者（又は権利者）に対し、ISRC の年次コード及びレコーディング番号を付与するとともに管理・運用を行う機能を組織的に有すること。また、本業務を継続的に維持できると国内 ISRC 登録代行機関が判断できること。
2. ISRC マネージャーとして年次コードとレコーディング番号の発行が年間1,000 以上見込まれること。
3. 本規程及び RIS503, RIS503 別冊, RIS505, RIS505 別冊 1 に規定されている事項を遵守すること。
4. 過去 ISRC マネージャーとして許諾の取り消しをされていないこと。
5. その他国内 ISRC 登録代行機関が適切であると認めること。

第5条 （許諾期間）

1. 国内 ISRC 登録代行機関が発行した許諾証記載の許諾日より1年間とする。なお1月2日以降の日付で許諾を受けた ISRC マネージャーの許諾期間は同年の

- 1 2月31日までとし、翌年以降は1月1日から12月31日とする。
2. 本許諾期間満了3ヶ月前までに、国内 ISRC 登録代行機関から ISRC マネージャーに対し、使用許諾を終了させる旨の意思表示をしないときは、使用許諾期間は1年間更新される。
3. 前2項の定めに関わらず、許諾期間中に、ISRC の付与・管理・運用業務を終了する、あるいは継続的な運用が困難になった場合には、速やかに本規程様式3「ISRC マネージャー許諾終了申請書」を国内 ISRC 登録代行機関に提出し、許諾終了申請を行う。許諾終了申請を受けた国内 ISRC 登録代行機関は、第7条に従い許諾を終了する。

第6条 （責務）

1. ISRC の取得を申請する者及び対象レコーディングの適正な審査を実施し、ISRC の付与・管理・運用を継続的に行う。
付与業務を請け負うに当たり、ISRC の取得を申請する者との間で、付番対象とするレコーディングの範囲と契約期間を明らかにした契約を締結し、保管する。
2. ISRC 付与に際しては、ISRC の取得を申請する者から当該申請者が対象レコーディングの適正な権利者であることを証明する書面を審査時に受領し、保管する。また、付与した ISRC は、遅延なく確実に当該申請者に通知する。
3. ISRC 付与に関する正確かつ詳細な情報の管理及び運用を行う。
4. RIS505 別冊 1 表 2「ISRC メタデータ (ISRC マネージャー発行・管理プラン)」に基づき ISRC メタデータを国内 ISRC 登録代行機関へ定期的に報告する。
5. ISRC を付与するレコーディングについて、既存の ISRC の有無を確認し、重複付番しない措置を講じる。
6. ISRC の機能を損ない、又は信用の喪失を招くおそれのある態様で付与・管理・運用を行わない。
7. 国内 ISRC 登録代行機関から許諾を受けた ISRC マネージャーの業務を他の者に複委任または再委託しない。
8. ISRC の付与・管理・運用の業務を継続的に実施することが困難となった場合は、速やかに国内 ISRC 登録代行機関に許諾終了申請を行い、国内 ISRC 登録代行機関の指示に従う。
9. 国内 ISRC 登録代行機関は、許諾した ISRC マネージャーが申請資格及び許諾条件を満たしていない可能性があると判断した場合、また、第8条にて規定する許諾の取り消しに相当する責務の履行怠慢の恐れがあると判断した場合、ISRC マネージャーに対し、事前に申し入れを行った上で、監査を実施することができる。国内 ISRC 登録代行機関からの監査の申し入れ、監査時の指示に対し、ISRC マネージャーは誠実に対応しなくてはならない。
10. 年間事務手数料の納付。
11. その他 ISRC の付与・管理・運用に必要な業務。

第7条 （許諾の終了）

1. 国内 ISRC 登録代行機関は、ISRC マネージャーから ISRC マネージャー許諾終了申請書の提出を受けた場合または申請資格及び許諾条件を満たさなくなった場合、あるいは第8条に該当し許諾の取り消しと判断した場合、許諾終了通知書を送付し許諾を終了する。
2. 前項により通知を受けた ISRC マネージャーは、直ちに国内 ISRC 登録代行機関から許諾を受けた ISRC の付与・管理・運用の業務を中止し、国内 ISRC 登録代行機関の指示に従い、管理していた ISRC の全情報やデータを国内 ISRC 登録代行機関に返還しなければならない。国内登録代行機関への管理 ISRC 情報及びデータの返還については、ISRC の取得を申請した者の承諾を得なければならない。その場合、国内 ISRC 登録代行機関への業務の移管は国内 ISRC 登録代行機関の許諾終了の通知の日から一定期間内に完了することとする。

第8条 （許諾の取り消し）

1. 本規程及び RIS505, RIS505 別冊 1 に違反しまたは責務の履行を怠り、相当の期間において催告したにもかかわらず是正しないとき、または是正する見込みがないと合理的に判断できるとき。
2. ISRC 管理運用の責任者あるいは連絡先との連絡が相当な期間不通の状態となったとき。
3. 国内 ISRC 登録代行機関からの ISRC の付与・管理・運用その他 ISRC システムに関する要請に応じないとき。
4. 年間事務手数料の支払いが滞ったとき。
5. その他次の各号の事由が一つでも生じたときは、国内 ISRC 登録代行機関は何らの催告なく直ちに ISRC マネージャー業務の許諾を終了することができる。なお、各号事由により国内 ISRC 登録代行機関が不利益な扱いを受ける、名誉を毀損される、損害を被った場合は、国内 ISRC 登録代行機関及び損害を受けた者に対し、その不利益な扱いの解消、信用の回復、並びに損害を賠償する責任を負うものとする。
 - (1) 監督官庁から営業取消・停止等の処分を受けたとき。
 - (2) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき。
 - (3) 法令に違反し、または公序良俗に反する行為を行ったとき。
 - (4) 支払いの停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき。
 - (5) 信用資力の著しい低下があったとき、またはこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき。
 - (6) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立て等の事実が生じたとき。
 - (8) 解散の決議をし、または他の法人・組織と合併したとき。
 - (9) 株主構成、役員等の変動等により組織の実質的支配関係が変化し、従前の組織

との同一性がなくなったとき。

- (10) 自らまたはその役員・社員等が暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等の反社会的勢力に該当したとき。

6. その他、本規程の履行を困難にする事由が生じたとき。

第9条 （年間事務手数料）

1. 許諾期間1年間の事務手数料は20万円（税抜き）とする。
2. 支払いは、RIS505 別冊1に定める方法に従うこととする。

第10条 （協議・解決）

1. 本規程に定めなき事項について国内 ISRC 登録代行機関と ISRC マネージャーの間に紛争又は疑義を生じた場合、その都度両者誠意をもって協議解決するものとする。
2. 協議しても解決できない場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第11条 （規程の変更）

国内 ISRC 登録代行機関は、本規程をいつでも変更することができる。但し、変更後の内容については、ISRC マネージャーに通知するものとする。

各種フォーム

様式 1	ISRC マネージャー申請書（参考）.....	6
様式 2	ISRC マネージャー登録内容変更申請書.....	7
様式 3	ISRC マネージャー許諾終了申請書.....	8

＜様式 1＞ ※ISRC サイトから申請し、印字した申請書を使用すること。

ISRC マネージャー申請書（参考）

年 月 日

一般社団法人日本レコード協会 御中

貴協会 ISRC 関連規程（RIS 503/503 別冊/505/505 別冊）」を通読し、同意のうえ、次のとおり申請します。

申 請 種 別		☐ ISRC マネージャー	
申 請 者		☐ 法人 ☐ 個人	
申 請 者 名 (法 人 名)		和	実印
		英	
法 人 代 表 者 名			
所 在 地		和	〒 -
		英	
T E L		F A X	
電 子 メール アドレス			
法 人 内 担 当 者	氏 名 (管理責任者)	和	印
		英	
	所 属 部 署	和	
		英	
	役 職	和	
		英	
緊急連絡先(上記連絡先で日中の連絡が難しい場合、日中連絡可能な携帯電話番号などをご記入下さい。)			

備考

1. 申請者名・所在地・法人内担当者各欄の下段には英文表記を併記してください。
2. 申請者名捺印箇所には、法人での申請の場合は会社実印（法人代表者印）を、個人での申請の場合は実印を押印してください。
3. 携帯電話会社の用意する電子メールアドレス及び身分証明を要せず取得可能な電子メールアドレスはご使用になれません。また、日常的に使用していない電子メールアドレスは記入しないでください。
4. 携帯電話の電話番号はご使用になれません。
5. 修正の際は、誤った箇所を二重線で消し、訂正印を押印して傍らに、黒又は青のボールペンを使用し、楷書で書き添えてください。

事務局使用欄

謄本／住民票	印鑑証明書	所在地一致／事業所一覧	予定商品	既発商品	レコーディング情報
--------	-------	-------------	------	------	-----------

〈様式 2〉 ※ISRC サイトから申請し、印字した申請書を使用すること。

ISRC マネージャー登録内容変更申請書

年 月 日

一般社団法人日本レコード協会 御中

登録内容が 年 月 日付で変更になりましたので、次のとおり申請します。

ユーザーID		登録名	
変更理由	法人 [☐ 商号変更 ☐ 連絡先変更 ☐ 会社分割 ☐ 事業譲渡]		
	個人 [☐ 改名 ☐ 連絡先変更]		
	説明：		

新登録名 (法人名)	和			実印
	英			
法人代表者名				
所在地	和	〒 -		
	英			
TEL			FAX	
電子メールアドレス				
法人内担当者	氏名 (管理責任者)	和	印	
		英		
	所属部署	和		
		英		
	役職	和		
		英		

緊急連絡先(上記連絡先で日中の連絡が難しい場合、 日中連絡可能な携帯電話番号などをご記入下さい。)		☐ 携帯 ☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ 学校 ☐ その他
--	--	---

- 備考
1. 新登録名・所在地・法人内担当者各欄の下段には英文表記を併記してください。
 2. 新登録名捺印箇所には、法人での申請の場合は会社実印(法人代表者印)を、個人での申請の場合は実印を押印してください。
 3. 携帯電話会社の用意する電子メールアドレス及び身分証明を要せず取得可能な電子メールアドレスはご使用になれません。また、日常的に使用していない電子メールアドレスは記入しないでください。
 4. 携帯電話の電話番号はご使用になれません。
 5. 修正の際は、誤った箇所を二重線で消し、訂正印を押印して傍らに、黒又は青のボールペンを使用し、楷書で書き添えてください。
- 添付書類
1. 法人での申請の場合は商業登記簿謄本、個人での申請の場合は住民票の写し、日本に居住する外国人の場合は外国人登録原票記載事項証明書(変更理由が事業譲渡以外の場合は旧登録名の記載があるもの、いずれも発行3ヶ月以内)
 2. 印鑑証明書(発行3ヶ月以内)
 3. 事業所一覧(申請者が法人で、申請書と登記簿謄本に記載の所在地が一致しない場合、すべての事業所の所在地と電話番号を一覧記載し、会社実印を押印したものをご提出ください。)
 4. 事業譲渡の場合は事業譲渡契約書のコピー

事務局使用欄	謄本/住民票	印鑑証明書	所在地一致/事業所一覧
--------	--------	-------	-------------

ISRC マネージャー許諾終了申請書

年 月 日

一般社団法人日本レコード協会 御中

ユーザー名：_____

代表者名：_____ 実印

下記ISRC マネージャーの許諾を、次の理由により 年 月 日付で終了することを希望します。

ユーザーID		オーディオ用 プレフィックス コード		音楽ビデオ用 プレフィックス コード	
--------	--	--------------------------	--	--------------------------	--

許諾終了理由					
	法 人 名	和			
		英			
	法 人 代 表 者 名		印		
	所 在 地	和	〒	—	
		英			
	T E L	—		F A X	—
	電 子 メール ア ド レ ス				
	担 当 者 名	和			
		英			
	担当者の所属部署	和			
		英			
	担 当 者 の 役 職	和			
		英			

- 備考
- 「プレフィックスコード」欄には、取得しているプレフィックスコードを必ず記入してください。
 - 法人代表者名の捺印箇所には、会社実印を押印してください。
 - 「許諾終了通知書」によって国内 ISRC 登録管理機関により通知された後は、このプレフィックスコードを用いて ISRC を新規付番することはできません。
 - 同規定別冊 2 「ISRC マネージャー管理運用規程」 第 7 条を通読の上、ご申請ください。

原案作成委員会

この規格の原案作成は、情報・技術連絡会が担当した。

情報・技術連絡会 構成表

	氏 名	所 属
(幹 事)	斉 藤 徹	日本コロムビア株式会社 A&C 本部 スタジオ技術部
(副幹事)	平 野 拓	キングレコード株式会社 ライツビジネス本部 デジタルビジネス部
(委 員)	谷 口 誠	株式会社 JVC ケンウッド・ビクターエンタテインメント 制作管理部
	高 木 忠	ユニバーサル ミュージック合同会社 編成業務管理本部
	武 田 祐 司	日本クラウン株式会社 業務本部 商品管理部
	川 村 聡	日本クラウン株式会社 制作宣伝管理部
	二 宮 慎 吾	株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズ マーケティング本部 開発営業部
	中 山 博 文	株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ パッケージソリューションカンパニー
	小 山 貴 啓	株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ パッケージソリューションカンパニー
	川 崎 義 博	株式会社ポニーキャニオン マーケティング本部 デジタルオーディオマーケティング部
	森 靖 之	株式会社ワーナーミュージック・ジャパン Operations 進行・Vision グループ
	中 島 和 義	エイベックス・エンタテインメント株式会社 レーベル事業本部 デジタルマーケティンググループ
	佐 多 美 保	株式会社ヤマハミュージックコミュニケーションズ 制作宣伝グループ
(事務局)	丹 野 祐 子	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	米 内 友 伸	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	渡 部 智 子	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	金 澤 春 花	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	石 見 京 助	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部